

# ボ イ ラ ー

## 資格：ボイラー取扱技能講習

小規模のボイラーを取り扱う業務に従事する場合は、ボイラー取扱技能講習の資格が必要です。

また、ボイラーを取り扱うにあたり、作業主任者（指揮監督者）を選任する必要があり、今回のボイラー取扱技能講習の資格で小規模のボイラーであれば作業主任者になることができます。

無資格でボイラーを取扱うことは法律で禁じられています。（法第14条、法第61条）

### 講習科目と時間数

| 講 習 科 目          | 時間数 | 合計 |
|------------------|-----|----|
| ボイラーの構造に関する知識    | 2   | 15 |
| ボイラーの取り扱いに関する知識  | 4   |    |
| 点火及び燃焼に関する知識     | 3   |    |
| 点火及び異常時の処置に関する知識 | 4   |    |
| 関係法令             | 1   |    |
| 修了試験             | 1   |    |

### ボイラー取扱技能講習で取り扱えるボイラー

(例)

|                              |      |        |        |                     |
|------------------------------|------|--------|--------|---------------------|
| 小規模ボイラー                      | 伝熱面積 | 自動車整備業 | 暖房・給湯用 | 3.9 m <sup>2</sup>  |
| *温水ボイラー：14 m <sup>2</sup> 以下 |      | 旅館     | 暖房・給湯用 | 5.85 m <sup>2</sup> |
| *蒸気ボイラー：3 m <sup>2</sup> 以下  |      | 食品製造業  | 蒸気     | 2.51 m <sup>2</sup> |
| *貫流ボイラー：30 m <sup>2</sup> 以下 |      | クリーニング | 蒸気     | 1.9 m <sup>2</sup>  |

伝熱面積：ボイラーで、火が水に熱を伝える部分の面積をいう。

上記以外のボイラーを取り扱う場合は、下記の資格が必要になります。（詳細は省略します）

- ◎ 特級ボイラー技士免許：取扱・作業主任者〔伝熱面積の合計：500 m<sup>2</sup>以上〕
- ◎ 一級ボイラー技士免許：取扱・作業主任者〔伝熱面積の合計：25 m<sup>2</sup>以上 500 m<sup>2</sup>未満〕
- ◎ 二級ボイラー技士免許：取扱・作業主任者〔伝熱面積の合計：25 m<sup>2</sup>未満〕
- ※ 以上、免許の受験は実務経験が必要です。（法第14条、法第61条）

